

令和元年第9回
志木市農業委員会総会議事録

令和元年9月27日

志木市農業委員会

令和元年第9回志木市農業委員会総会日程

令和元年9月27日（金）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和元年第9回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月27日（金）午後1時44分から午後2時35分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員（1人） 1番 矢部 幸雄

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子

書記 柳下 豊

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、令和元年第9回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中12人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づ

いた定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和元年第9回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、3番 金子 幸一委員、4番 山中 榮太郎委員にお願いいたします。併せて、書記として農業委員会事務局書記の柳下主幹を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第14号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』
以上、上程いたします。

初めに、議案第14号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』事務局、朗読をお願いします。

○事務局

それでは、議案第14号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号20～24番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第14号受付番号20～24番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号20番の申請人及び農地の状況につきましては抜井和彦委員に、受付番号21番の

申請人及び農地の状況につきましては清水和雄委員に、受付番号22番、23番の申請人及び農地の状況につきましては志村晃委員に、受付番号24番の申請人及び農地の状況につきましては山中榮太郎委員に、ご同行いただき確認しております。

この後、それぞれ、委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号20番について、抜井和彦委員の説明、報告を求めます。

○8番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号20番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、大きく分けて、荒川堤外と堤内の合計4か所となります。

堤内につきましては、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○○の現地を確認したところ、ナスやオクラ、ゴーヤ、ネギが栽培されており、適正に管理されておりました。

堤外につきましては、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を○折、○○○メートル進んで荒川の堤防を越え、さらに○○○メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である大字宗岡字■■○○○○他10筆の現地を確認したところ、刈り取り後でしたが、いずれも水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第14号受付番号21番につきまして、清水和雄委員より説明、報告をお願いします。

10番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号21番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、大きく分けて、新河岸川旧堤外と堤内の2か所となります。

堤内につきましては、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を○

折、〇〇〇メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇他3筆の現地を確認したところ、刈り取り後でしたが、いずれも水稻が作付けされていた他、一部には大豆やサトイモ、モロヘイヤが作付けされており、適正に管理されておりました。

旧堤外につきましては、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進んで新河岸川の旧堤防を越え、さらに〇〇〇メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である大字宗岡字■〇〇〇〇〇他3筆の現地を確認したところ、刈り取り後でしたが、いずれも水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第14号受付番号22番につきまして、志村晃委員より説明、報告をお願いします。

11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号22番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇他10筆の現地を確認したところ、〇〇〇〇他6筆については刈り取り後でしたが、いずれも水稻が作付けされており、〇〇〇〇他3筆についてはビニールハウスが設置され、イチゴが作付けされておりました。また〇〇〇〇〇についてはナスやトウガラシ、モロヘイヤが作付けされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第14号受付番号23番につきまして、志村晃委員より説明、報告をお願いします。

11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号23番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇他1筆の現地を確認したところ、刈り取り後でしたが、いずれも水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第14号受付番号24番につきまして、山中榮太郎委員より説明、報告をお願いします。

4番 山中委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号24番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■町〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■町〇丁目〇〇〇〇の現地を確認したところ、ネギやサトイモが作付けされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第14号受付番号20番、21番、22番、23番、24番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求

めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号受付番号20番、21番、22番、23番、24番は、可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第18号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第18号受付番号21番について、現地の状況について報告あり、現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第18号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、10月24日 木曜日、午後3時、市役所4階の全員協議会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、10月24日 木曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

また、この後には、歓送迎会がございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・生産緑地買取りの斡旋について（買取り希望伺い3件）
- ・臨時総会について
- ・歓送迎会について（総会の時間変更の可能性あり）

事務局からの連絡は以上です。

また、現在の委員さんで行われる総会は今回が最後となりますので、ここで事務局一同より、ご挨拶をさせていただきます。

【事務局一同挨拶】

○田中会長

ありがとうございました。

それではここで、私からもあらためて皆様に一言申し上げたいと存じます

【会長挨拶】

以上をもちまして、令和元年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

このあと農地パトロールがありますので、みなさんよろしくお願ひします。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和元年9月27日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3 番委員 金子 幸一

4 番委員 山中 榮太郎